

感染症による出席停止について

医師の診察により下記の感染症にかかっている、または疑いがあると診断された場合は、学校保健安全法第19条に基づき、他の生徒への感染の恐れがある間は出席停止（登校禁止）となります。

出席停止期間は下記のとおりで、主治医に「治癒した」「決められた出席停止期間が経過した」「感染の恐れがない」と認められた期間となります。

主治医から登校の許可が出ましたら、下記の「登校許可証明書」に証明してもらい、それを再登校初日に担任まで提出してください。なお、この間は欠席、遅刻、早退扱いにはなりません。

該当する学校感染症の出席停止期間（平成27年4月1日施行）

<p>【第1種】 *エボラ出血熱、*クリミア・コンゴ出血熱、*痘そう、*南米出血熱、*ペスト、*マールブルグ病、 *ラッサ熱、*急性灰白髄炎(ポリオ)、*重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス)、 *ジフテリア、*中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス)、*特定鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9)、*新型インフルエンザ等感染症、*指定感染症及び新感染症・・・ 治癒するまで</p> <p>【第2種】 *インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱したあと2日を経過するまで *百日咳・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで *麻疹(はしか)・・・解熱したあと3日を経過するまで *流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで *風しん(三日はしか)・・・発疹が消失するまで *水痘(水ぼうそう)・・・すべての発疹が痂皮化するまで *咽頭結膜熱(プール熱)・・・主要症状が消失したあと2日を経過するまで *結核、*髄膜炎菌性髄膜炎・・・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ・上記の「発症した後△日を経過」「解熱した後△日」については、<u>症状が出た日(解熱した日)の翌日を1日目として数える</u> ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師が感染の恐れがないと認めた時はこの限りではありません</p> <p>【第3種】 *コレラ、*細菌性赤痢、*腸チフス、*パラチフス、*流行性角結膜炎、*急性出血性結膜炎、 *腸管出血性大腸菌感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで</p> <p>【第3種－その他の感染症】 *流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、*マイコプラズマ感染症、*溶連菌感染症、*带状疱疹、 *EBウイルス感染症、*手足口病、*ウイルス性肝炎 等・・・学校で通常見られないような重大な 感染が起こった場合、感染拡大防止目的で、必要時に限り校長が学校医の意見を聞き、緊急的に出席停止措置を とることが出来る。期間は病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで</p>
--

(切り取らないでください)

登校許可証明書

診断名 _____ 年 組 氏名 _____

出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の疾患の主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認めます。登校を許可します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

主治医名 _____